

○議長（高橋伸二君） 二十七番佐藤仁一君。

〔二十七番 佐藤仁一君登壇〕

○二十七番（佐藤仁一君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。大綱三点、私としては、今回の一般質問で取上げさせていただきたいと思います。大綱第一点目は、一般廃棄物及び産業廃棄物、災害廃棄物等の処理について、知事の所見をお伺いいたします。

廃棄物処理法は、正式名称を廃棄物の処理及び清掃に関する法律と言い、清掃法を全面改正及び廃止する形で、昭和四十五年、一九七〇年に成立をいたし施行されました。廃棄物処理法は、分かりやすく言うところ国民の生活環境や公衆衛生を守るため、廃棄物の処理や保管、運搬、処分などのルールを定めて廃棄物の排出を抑制しつつ、発生した廃棄物をリサイクル等の適正な処理を行うことで、人々の生活環境を守ることを目的としてつくられました。また、当時の日本は高度経済成長期と呼ばれ、著しい経済成長を遂げてまいりました。しかし、経済成長の裏では大量生産、大量消費のライフスタイルによるごみの急激な増加が見られ、不法投棄をはじめとして、もろもろの原因の環境破壊など様々な問題も発生してまいりました。廃棄物は皆さん御存じのとおり、一般家庭から出る一般廃棄物と事業者が排出するごみのうち、法律で指定された産業廃棄物の二種類に分かれております。廃棄物処理法では、事業者、地方公共団体、地域住民の責務を定めています。一九七〇年に公布されて以来、五十五年経過しておりますが、大きな制度の見直しはなく、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分見直しについて、これまで検討がなされないまま現在の進展に推移いたしております。また昨今、顕発化している大規模災害により排出する災害廃棄物も、市町村の所掌責務として位置づけられており、一般廃棄物プラス災害廃棄物と重なり、被災自治体の責務は過重な役割となっています。国の支援はあると言いながら、事務的・財政的にも、処理や災害復旧等の取組に大きな影響が出ております。第一に、パネル一を拝見頂きたいと思えます。（パネルを示す）お手元に配付しているとおりであります。このパネルは、千葉大学の倉阪先生が作成者の未来カルテというものから参照いたしております。この中で、大崎市の人口と宮城県の人口、全国の人口を基礎としながら、廃棄物のそれぞれの推移を実績と予測を立てております。この中で私が注目するのは、ちょうど中段のところでありますけれども、一人一

日当たりの生活系ごみの排出と一人一日当たり事業系のごみの排出の関係の推移。そして下段になりまして、ごみ排出量の予測が、二〇五〇年にあつては全体量として人口が減った分の総排出量は減ってまいりますけれども、一人一日当たりのごみの排出は増えるという傾向にあります。このような観点から、市町村の財政負担的なものが心配になるわけでありまして、そのような観点からまいりますと、しつかりとした、それぞれのごみの区分の見直しに着手しなければならないと思っております。次にパネル二を拝見頂きたいと思います。（パネルを示す）パネル二は、大崎地域広域行政事務組合が作成したものであります。大崎地域広域行政事務組合は皆さん御存じのとおり、一市四町、大崎市、涌谷町、美里町、色麻町、加美町で構成されております。このパネルでは、一般廃棄物処理事業実態調査として、ごみとし尿に関わる人件費を含んでいる経費の推移であります。施設等の建設改良に関する工事費は除いております。十九年間の処理経費の推移であります。このような形で、市町村の構成する拠出金が年々増えているような状況でございます。それが、今後人口が減ってくる中で、このような一人当たりのごみの排出量が増えていくとなると、それぞれのごみ焼却に対する市町村の脆弱な財政基盤、施設整備費や設備の改善費、最終処分場などを含めると大きな拠出となって押し寄せてきます。東日本大震災の教訓に、地震、津波による処理施設及び搬入路の被災、燃料不足の影響により処理施設の処理能力が低下し、また、し尿処理においては、し尿処理施設が被災したことにより処理が困難となったし尿を仮設の貯蔵施設等に一時貯蔵し、その後、民間事業者・団体の協力により隣県に搬出し処理を行っています。このことから、し尿処理施設等の強靱化の必要性を強く痛感することとなったとされております。被害が甚大だったことから、宮城県では沿岸被災十二市町から地方自治法に基づく事務の委託を受け、県内を四つのブロック、六つの処理区に区分して、災害廃棄物の一部を処理いたしました。宮城県全体の災害廃棄物の処理量は千九百五十一万トンのうち、県が受託した量は九百七十二万トン、そのうち約八八％をリサイクルした実績が宮城県にはあります。そのモデル的な処理は、現在も全国で高く評価されているところであります。これらの経験・検証を踏まえ、官民挙げて取り組まなければならない気象変動やSDGsの達成に向けた努力のためにも、民間の技術力等の進展による先進的廃棄物資源化に向けて、官民協働での一般廃棄物及び産業廃棄物、災害廃棄物等の処理について、現在

の産業廃棄物二十品目の区分と一般廃棄物の種類区分の見直しを検討すべきと考えます。一つの例として、現在事業系一般廃棄物のオフィスや店舗などから出てくる紙くずはリサイクルが可能なため、自治体が定める指定ごみ袋に入れて一般廃棄物処理されています。産業廃棄物区分として処理できるよう、一般廃棄物種類の内容を精査していただきたいと思います。環境省でも、制度の見直し検討に入っている現在、宮城県の先進的な実績をもとに、全国知事会会長として地方六団体をまとめて国に要請すべきと考えますが、知事の所見を伺うものであります。

大綱二は、県内における平成の市町村合併後の検証と評価について伺います。

宮城県における平成の大合併は、平成十一年に地方分権一括法が成立したことにより、それまで七十一の市町村が存在していましたが、この間に登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市は町政から市政に変わり発足しましたが、五郡が消滅し、二十一年には三十五市町村に減少し大きな変化を遂げました。消滅した分、合併で誕生した新市や新町は広大な面積を抱えました。国、県が関与して、市町村の平成合併を推進した責務上、合併後は県も新市も新町も連動して県行政機能の充実、協働が図られるものと期待した県民は多くおりました。おおむね二十年が経過しようとしている平成の大合併に対応した宮城県の行政体質の変化を享受できていると感じることができないのは、私一人でしょうか。合併を選択した市町村は、それぞれのどのような目的を持って合併に踏み切ったのか、あるいは合併は地域にどのような変化をもたらしたのか。更に、残された課題は何なのか。また一方で、合併を選択しなかった自治体は、あえて単独の行政運営をした背景には何があったのか、どのような将来展望を持っているかなどとともに、合併した市町村の新市また市町と考えていかなければならないのが県だと思います。県の役割でもあります。合併した市町村の県民は、問題点・課題の主なものとして、周辺部の旧市町の活力喪失、住民サービスの低下、人口減少が加速的に続いている。行財政基盤の強化の未達成などがよく口にされます。そのほかに耳で伺って驚くのが、合併自治体の職員の多くは、公共社会資本施設の整理統合に迫われた二十年だと嘆く職員が多いことに驚かされます。これらの動向を踏まえた宮城県の平成の合併についての包括的な検証は、いまだ不十分と言わざるを得ません。大綱二の第一として、小野寺健議員も言及したように、地方主権型行政政府を確立するために三十五自治体の首長と知事が、合併後

の宮城県の将来像について意見交換の場を何回持ったのか、定期的な市町村長会議ではなく、それに特化した会議、また意見交換の場についてであります。知事の所見とあわせて伺います。

次に、二点目として国、県の目指した合併形態と市町村との自律的・自主的な合併、非合併の選択には相違があるにしても、当時、都道府県の道州制導入検討などや平成合併後の都道府県の行政機能役割を現在の全国知事会などではどのように捉えているのでしょうか。また、宮城県知事としてのその辺に対する過去の考えと市町村合併後の考えについて伺いをいたします。

第三として、合併市町村はスケールメリットを活かすべく、行政改革と並行して職員の削減を実施してまいりました。大崎市では合併時約千三百人いた職員が、現在では九百人まで減少をしてそれぞれ行政運営に頑張っております。市民ニーズが多様化・複雑化・専門化するとともに、増大する行政サービスに対し、職員数が不足していることは否めない事実であります。その対策としてDXを推進しているものの、デジタル弱者と言われる高齢者への行政サービスを考えると、依然としてアナログのサービスを継続しなければならなかった二重構造の地域生活社会であります。このことから、県は市町村支援策として、DXの推進、更には産業面での企業誘致、合併後の中心市街地以外の周辺地域のより高い人口減少、インフラの不備、行政サービスの低下を踏まえ、隣接市・町とのセミ・コミュニティ推進などの支援を行うことも県の役割として、合併後の県土の在り方について、知事の所見を伺うものであります。

大綱三は、県内における農林水産業の抱える課題について伺います。

国民生活の上でなくてはならない重要な産業である反面、様々な要因から斜陽化していると言われている日本の農林水産業であります。現在は特に、高齢化と人口減少による担い手不足が深刻です。これは、農林水産業就業人口の約七〇%が六十五歳以上と高齢化していることや、新規就農者数が減少傾向にあることが大きな原因とされています。県内における農林水産分野で時代の潮流にバランスしないで、現在も長期稼働している施設や申合せの基準をそのままに気づかず運用していることが多くあります。以下三点の分野について質問いたします。

4

第一点は、畜産関係の仙台牛銘柄推進安定のために、村岡たかこ議員も御指摘した

ように、更なる仙台市と宮城県の連携強化による仙台牛の食肉処理衛生面での充実を求めるものであります。

インバウンド訪問者をはじめ海外輸出戦略等を積極的に推進する視点からも、大変大切なことであります。私は、これまで海外約三十か国前後を訪問してまいりました。私は、主要な都市に宿泊したときは、朝早く起きて国の活力を見るために市場に参ります。そして市場の活気を見て、それから国の地方の視察に向かいました。そのような経験から、いろんなところから国内でコーデイナーを頼まれて、現在もそれぞれお手伝いをさせていただいております。本題に入ります。県内には、仙台市が所有する仙台市中央卸売市場食肉市場と宮城県が出資する登米にあります株式会社宮城県食肉流通公社の二か所が食肉処理稼働しているわけですが、所管が政令都市仙台市と宮城県となっております。ともに努力していることは評価しております。中でも、仙台市中央卸売市場食肉市場は仙台市にあり、牛と畜は年間約二万頭近く処理を行っております。東北最大の処理頭数であります。同時に買参人も多く、買参人の方々からも大変期待されている市場であります。現施設は昭和四十九年に建設されており、現在の時代の潮流に沿っていない施設となっていると長年言われ、改善等が要望されてまいりました。建設時の屠畜体は約四百三十キロ前後を想定した設計となっているが、現在では約五百五十キロから六百キロが普通の飼育牛の屠畜体であります。大きいのでは八百キロ前後となっております。このような関係から、生産者の肥育技術の向上に対応できていない。作業工程の危険配慮・回避の欠如とあわせて、搬入・搬出路の安全確保、係留場所、解体室、ダウンプラーそしてスチームバキュー等、内臓処理室などの一連の作業工程の衛生・品質向上や従業員の働き方改革にも連動してまいります。昨年は、異常な高温のために熱中症にかかる方が多く出たようであります。数年前には大きな事故も起きております。そのような関係から、やはり改善が求められているのは、私も痛感いたしております。更に、海外輸出を戦略とする仙台牛を標榜する宮城県として、買参人の高品質保存・保管施設、輸出用認証取得などに連動する設備、施設が求められます。世界最高水準の衛生管理による安全・安心・高品質な食肉が仙台牛だと自負できる施設に現施設はなっておりません。インバウンドの観光客や見学者誘致にもなり得る施設であります。仙台牛銘柄推進協議会の会長である知事に期待するところが大きであります。仙台市中央卸売市

場食肉市場を宮城県知事として訪問したことがあります。訪問しているようでもあります。さすが宮城野区を選挙区として県会議員になった知事であります。あつたとするならば、感想をぜひ披露頂きたいと思います。仙台牛としてブランド化して流通させている銘柄推進協議会の存在感と責任は大きく、二施設の現状把握と先進施設への充実検討を行うべきと考えます。仙台市、宮城県の所管行政機関の壁を融和させるためには、家畜衛生指導機関で会長を輩出している宮城県が主導すべきであります。会長の任にある知事の役割が大きく、知事の所見を伺うものであります。

大綱三の二は、宮城県内水面漁業振興計画の策定について伺います。

宮城県内水面試験場を本年四月、大和町吉田から石巻市渡波にある宮城県水産技術総合センターに組み入れることになりました。これについては私も期待をし、海面と内水面漁業の連携強化、そして気象変化の影響下のもとでの水産業界の更なる発展のために、ぜひ総合的な力を發揮していただきたいと思います。細かく申し上げるつもりはありません、立场上。宮城県の内水面漁業協同組合は今、サケ・マス等々含めて、非常に苦慮いたしております。そのような関係から県内では、いろんな事業の展開に切替えております。パネル三を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）気象庁が出した、二〇二〇年までの推移、その後もありますけれども。そして下が、水産業基盤整備課がまとめたサケの来遊数と種苗の放流の推移であります。やはり温度が二〇二〇年を境に急激に上がりました。これに伴って宮城県ではサケは全くとれなくなったというのが、このパネルから皆さん理解できると思います。そしてこの状況については、北海道大学の帰山教授は百年、二百年スパンでのサケの不漁は続くと、縄文時代の三陸の地層から、予測を我々に紹介しております。宮城県のサケ増殖プランは事実上、事業運営の見通しの立たないプランとなっております。また一方で、漁業組合員の減少により、漁場管理への支障が心配されます。そのような観点から、宮城県として今後——伊達イワナの養殖、ギンザケ種苗の生産、海釣り餌用養殖などの事業に、県内の内水面漁業協同組合はそれぞれ取り組んでおります。そのような観点に加え、河川湖沼の流域漁場の管理、水生動植物環境保全の観点から、更に外来種、カワウ対策などの課題を包括した宮城県の内水面振興を図るための振興計画指針を示すべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

大綱三の三、最後であります。森林Ｊ―クレジットについて質問いたします。

令和六年十月の森林Ｊ―クレジット研修会での宮城県の森林Ｊ―クレジット取組姿勢は、消極的なように考えられています。第一点として、世界的な脱炭素の流れに、森林の果たす役割をどう評価しているのか伺います。更に第二点目として、植栽密度の選択を上限一ヘクタール当たり三千本から二千本に引下げて、それぞれ低減化するという事で説明しておりますが、県内の林家の中には、二千本では下刈り等の回数に苦慮すると。そのような観点からいくと、保安林は二千五百本と聞いておりますが、これはなぜなのか。そして、宮城県の林政は低減、低減と続いて、間伐回数の低減、一貫作業の補助率の引上げと言葉は踊りますけれども、山を守る、森を守るなどというSDGsの機運を損なう心配があります。そのような関係から、今後の森林経営をどのように考えているのか伺います。三点目は、宮城県の林分収穫表や立木幹材積表は昭和三十二年、昭和四十二年に調整したのを使用しています。この意図を伺うものであります。第四点目は、気仙沼港から丸太で中国向けが順調に輸出されていることは喜ばしい限りで、関係者の努力に敬意を表します。その丸太の流通を追跡調査すると、中国、ベトナムへ丸太のまま輸出されて、加工されて、家具は製品化になって日本で売られているという、かつて日本の自給率は一九％と言われてまいりましたが、現在は四三％と推測されています。四点目で知事、復興後の沿岸部振興のためにも、丸太から加工・製品化する企業の育成誘致を官民挙げて努力する考えはありませんか、所見を伺います。

以上の大綱三点について、質問いたします。終わります。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐藤仁一議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず大綱二点目、県内における平成の市町村合併後の検証と評価についての御質問にお答えいたします。

初めに、合併後の検証と市町村との意見交換についてのお尋ねにお答えいたします。平成の大合併から、来年度でおよそ二十年を迎えることになります。人口減少の進展や少子高齢化など、社会を取り巻く状況は合併当時とは大きく変化し、合併後の検証

も含めた今後の地域の在り方を検討していく必要があると認識しております。県では毎年度実施している市町村長会議の場において、全市町村長と県幹部が一堂に会し、我が県のよりよい将来像に向けた意見交換を行ってきたほか、市長会や町村会が主催する会合の場など様々な機会を捉えて、地域の課題や今後の在り方について市町村長と意見を交わしてまいりました。来年度は平成の大合併から節目の年となり、各地で式典も行われることから、合併の意義や成果を振り返りつつ、今後のまちづくりについて深く考える機会にしてまいりたいと考えております。

次に、道州制導入や市町村合併後の県の役割等についての御質問にお答えいたします。

道州制について、全国知事会では国と地方自治体双方の在り方を同時一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における新たな地方創生制度として検討していくべきものとしております。私が考える地方分権型道州制は、国の内政に関する事務権限を道州が担うとともに、基礎自治体が住民に身近な行政分野を総合的に担うことで、地域の実情に応じた施策を地域自らが考え、真の分権型社会の実現を目指すものであります。また、平成の大合併後の都道府県の役割について、全国知事会は、人口減少、高齢化が進むことに伴い、都道府県による市町村業務の補完の必要性が更に高まると見込んでおり、私も同様に考えているところであります。県といたしましては、引き続き市町村の実情をよく伺いながら、市町村が持続的に維持・発展できるように、広域自治体として役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、市町村支援についての御質問にお答えいたします。

人口減少やデジタル社会の進展などにより、地域を取り巻く状況は大きく変化し、住民のニーズも複雑化かつ多様化する中、市町村は様々な行政課題を抱え、その解決に日々努力をされているものと承知をしております。市町村における行政課題の解決に向けては、DXの推進や企業誘致などで支援を行うことは有効であり、市町村の求めにできる限り応えていくことは、県としての重要な役割の一つであると認識しております。引き続き、市町村と緊密な連携を図りながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、県内における農林水産業の抱える課題についての御質問のうち、

世界的な脱炭素の流れに対する森林の役割の評価についてのお尋ねにお答えいたします。森林は水源の涵養や県土の保全などの多面的な機能を有しており、特に地球温暖化防止機能については、国の温室効果ガス削減目標に森林吸収減対策が位置づけられるなど、脱炭素化の推進に重要な役割を担っているものと認識しております。こうした中、J―クレジット制度は企業のカーボンオフセットによる環境貢献だけでなく、クレジットの販売収益が森林整備に還元されることから、森林所有者の所得向上や林業経営の観点からも有効であると考えております。このため県では現在、県有林において、J―クレジットの取得を目指し準備を進めているところであり、ここでのノウハウを生かし、市町村や森林組合等においても、今後、取組が広がるように支援してまいりたいと考えております。私も宮城野区の県会議員でございましたので、仙台食肉市場、何度も足を運びました。かなり施設は古くなっておりますけれども、職員の皆さん一丸となって、しっかりと仕事をしていただいている様子を拝見しておりました。これからも、頑張っていたきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱一点目、一般廃棄物及び産業廃棄物、災害廃棄物等の処理についての御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法において、産業廃棄物に該当しない廃棄物は、災害により生じたものも含め一般廃棄物として市町村が処理責任を負うこととされております。今後、ごみ処理施設の老朽化に伴い、維持管理、更新コストが増大するほか、人口減少が進行してもごみ処理にかかる総費用そのものを削減することは難しいため、国はごみ処理の広域化や施設の集約化の推進を市町村に求めており、我が県においても、来年度の第三期宮城県循環型社会形成推進計画の中間見直しの中で、広域化・集約化の在り方を検討することとしております。また災害時には、短期間に膨大な量の廃棄物が発生するなど、市町村における通常の処理が困難となるケースが想定されることから、県では、民間企業と協力した災害廃棄物の迅速な処理に向けた体制の構築に取り組んでいるところです。御指摘のありました廃棄物の区分の見直しについては、一般廃棄物の処理責任を有する市町村の負担軽減にもつながり得ることから、市町村の実情をよく伺った上で、必要に応

じて国に対し全国知事会等を通じた要望を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、県内における農林水産業の抱える課題についての御質問のうち、仙台市の食肉処理施設についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の食肉処理施設のうち、株式会社宮城県食肉流通公社においては、今年度は仙台牛の取扱いがないことから、県内の仙台牛の出荷拠点は仙台市中央卸売市場食肉市場となっております。仙台市中央卸売市場食肉市場については、屠畜棟の増設や改築、管理棟や病畜棟の一部建て替え、汚水処理施設の改修など、国の事業を活用し、これまで総事業費百億円以上の整備を行っていただいているところですが、現時点では大規模整備等の予定はないと伺っております。一方で設置から五十年を迎え、繋留所や市場棟については、県外の新しく設置された食肉処理施設と同等の利便性を求める声があることも承知しております。仙台牛銘柄推進協議会は、仙台牛の生産拡大と銘柄確立及び販売促進を目的とした団体であり、施設の整備については、市場開設者である仙台市や卸売業者である仙台中央食肉卸売市場株式会社などの協議により行われるものであると認識しております。県といたしましては、生産者、流通業者と連携を図り、これまで培ってきた仙台牛のブランド価値が守られるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱三点目、県内における農林水産業の抱える課題についての御質問のうち、内水面漁業の振興についてのお尋ねにお答えいたします。

内水面漁業は、水産資源の増殖や流域の環境保全活動を通じた生物多様性の維持、釣りや自然体験活動の場の提供など、多面的な機能を有し、地域の振興に貢献しております。一方で、これらの役割を担う内水面漁業協同組合は、組合員の減少や高齢化、遊漁料等の減収、カワウの被害増加などにより厳しい経営状況にあるものと認識しております。県では、内水面漁業の振興について、第五種共同漁業権に基づく増殖計画や宮城

県カワウ適正管理指針など、個別の計画等を策定し対応しているほか、第三期水産基本計画において、魅力ある内水面漁場の維持管理に向けて、有害生物の被害対策や遊漁者等と連携した漁場の活用推進などに努めてきたところです。県としましては、来年度、水産基本計画の中間見直しを行うこととしており、関係者の御意見を伺いながら内水面漁業の振興策を検討し反映してまいります。また、地域や団体により課題は様々であることから、引き続きそれぞれの実情を踏まえた対策・支援を行ってまいります。

次に、植栽密度の引下げや下刈り回数の削減に関する御質問にお答えいたします。

主に製材向けの丸太生産を目的としてきたこれまでの一般的な林業経営では、主伐による収入に対し、造林から主伐までに要する保育経費が高額になっており、不足分を補助金等で賄っている現状にあります。このため持続可能な林業経営を実現するには、保育経費の低減を図ることが大変重要であり、特に約六割を占めている造林と下刈りの省力化や低コスト化が課題となっております。こうしたことから県では、最新の林業技術や知見を踏まえ、低密度植栽、伐採から造林までを一連で行う一貫作業及び下刈り回数の低減などにより、林業の採算性向上を目指す新しい林業経営の普及・定着を推進しております。今後とも森林所有者が十分な林業収入を確保し、将来に希望を持って林業経営を継続していけるよう取り組んでまいります。

次に、Ｊ―クレジット制度の動向及び林分収穫表等の見直しについての御質問にお答えいたします。

近年、森林由来のＪ―クレジットに係る市場取引量が大きく増加しており、我が県においても積極的に取り組む必要があるものと考えております。この制度では、各都道府県が将来の収穫見込み在籍を推定し作成した林分収穫表に基づいて、二酸化炭素吸収量を算出することが原則とされております。我が県の林分収穫表は昭和三十年代に作成したものであり、林業経営の参考資料として森林所有者に活用されてきましたが、作成当時と比べ高齢級の森林が相対的に増加していることにより実態との乖離が生じているとの指摘があり、こうした状況は全国的な課題となっております。このため林野庁では、森林の高齢級化に対応した新しい収穫量算定式を公表したことから、県としてはこの算定式をもとに航空レーザ―測量などの技術も活用し、実態に即したものとなるよう、林分収穫表等の精度向上を図ることとしております。

次に、丸太を製品化する企業の育成・誘致についての御質問にお答えいたします。

我が県は、沿岸部を中心に合板工場や大型製材工場などが集積し、東北有数の木材加工団地が形成されております。このため、これら企業の生産力拡大や効率化の推進に力を入れ、取り組むことが重要であると認識しております。一方、人口減少に伴う住宅着工数の減少が見込まれる中で、丸太の加工や製品化を更に拡大していくためには、これまで木材の利用されていない分野にも用途を広げるなど、新しい木材需要を創出する必要があります。こうしたことから県では、新しい需要に対応する木材加工施設の整備のほか、保育所などの公共施設及び社屋といった非住宅分野における木造建築や、施工コストを低減するためのCLTユニットの開発等を支援しております。県といたしましては今後とも関係企業、団体等と連携して、県産木材の更なる利用拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十七番佐藤仁一君。

○二十七番（佐藤仁一君） 今回の私の質問で一番難しかったのは、佐々木環境生活部長の答弁だと思います。しかしながら積極的でした。一番簡単なのが、仙台牛の答弁だけれども、全く農政部長の答弁は答弁になってない。そのような考えで行政推進すると、一向に変わらないのです。だから四十九年に建てた建物が、サロンプラス行政——久光製菓に悪いけれども、肩が痛いと言って肩に張るだけ、全体的な構造的な面を診察しない、そういう行政では駄目です、しっかりしてください。知事に一つ、市町村の補完ではありません。主体的な取組を共同でやっていくという姿勢を合併後の県政の上で確立してください。終わります。ありがとうございます。

人口・年齢構成の推移と予測

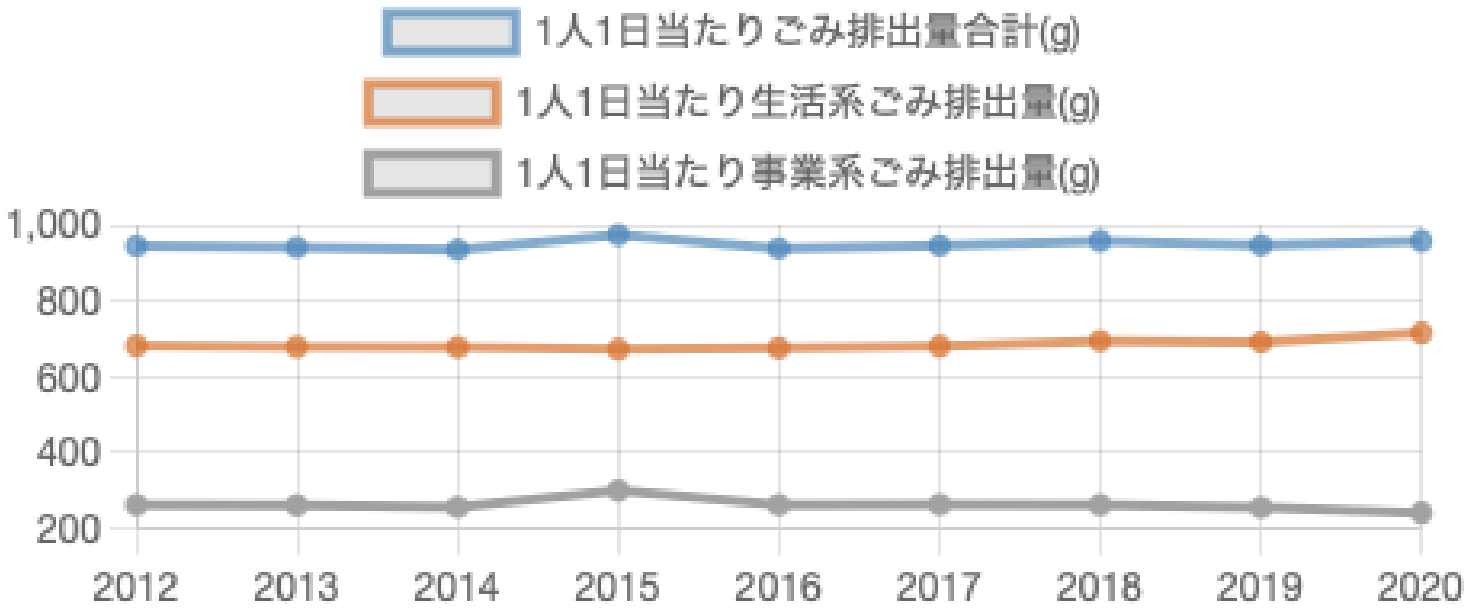
	大崎市			宮城県			全国（万人）		
	2020年	2050年	2050/2020	2020年	2050年	2050/2020	2020年	2050年	2050/2020
総人口	126,419	85,567	67.7%	2,254,257	1,793,520	79.6%	12,614	10,247	81.2%
年少人口（0～14歳）比	11.9%	8.3%	47.2%	11.9%	9.2%	61.6%	11.9%	10.1%	69.4%
生産年齢人口（15～64歳）比	57.5%	49.0%	57.7%	59.7%	52.6%	70.1%	57.8%	53.9%	75.8%
65歳以上人口比	30.1%	42.7%	96.0%	27.9%	38.1%	108.8%	28.0%	36.0%	104.3%
75歳以上人口比	14.7%	24.6%	113.3%	13.7%	22.5%	130.5%	14.5%	21.8%	122.4%

廃棄物

ごみ排出量とリサイクル量の推移

ごみ排出量推移	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020/2012
ごみ総排出量（t/年）	46,767	46,596	46,038	47,625	45,665	45,732	45,853	44,982	44,956	96.1%
最終処分量（t/年）	6,424	6,074	6,259	4,954	5,758	5,724	6,370	5,921	6,153	95.8%
1人1日当たりごみ排出量合計(g)	945	941	935	974	938	946	958	947	958	101.5%
1人1日当たり生活系ごみ排出量(g)	682	679	678	673	676	681	694	691	716	105.1%
1人1日当たり事業系ごみ排出量(g)	263	262	257	301	263	264	263	256	242	92.2%
リサイクル率％	9.5%	9.6%	9.0%	12.7%	7.9%	7.2%	6.9%	7.3%	7.9%	—

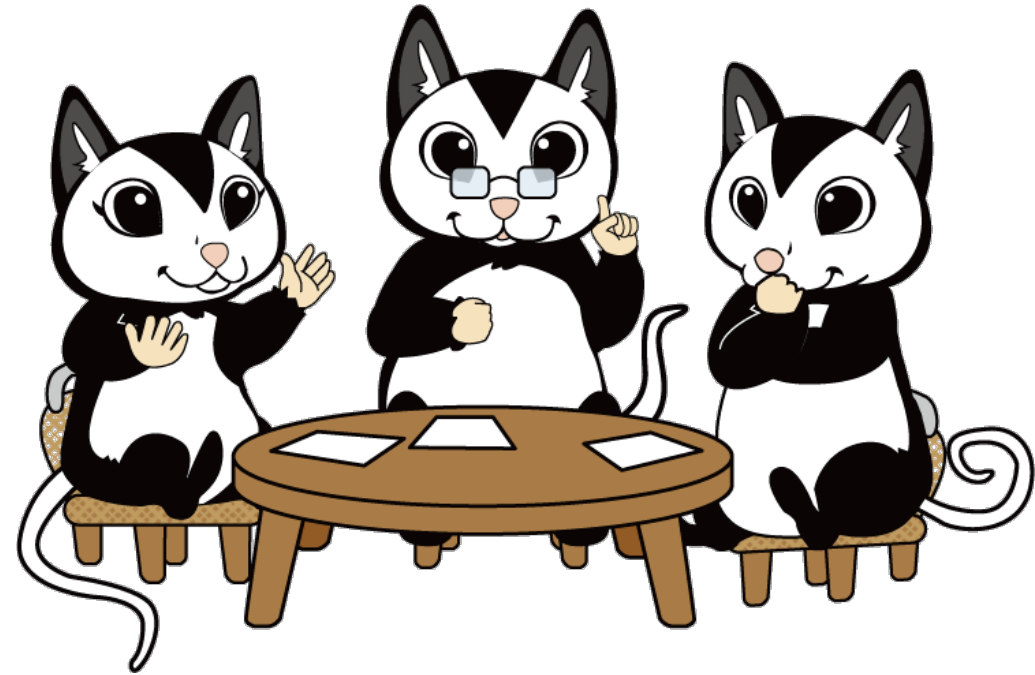
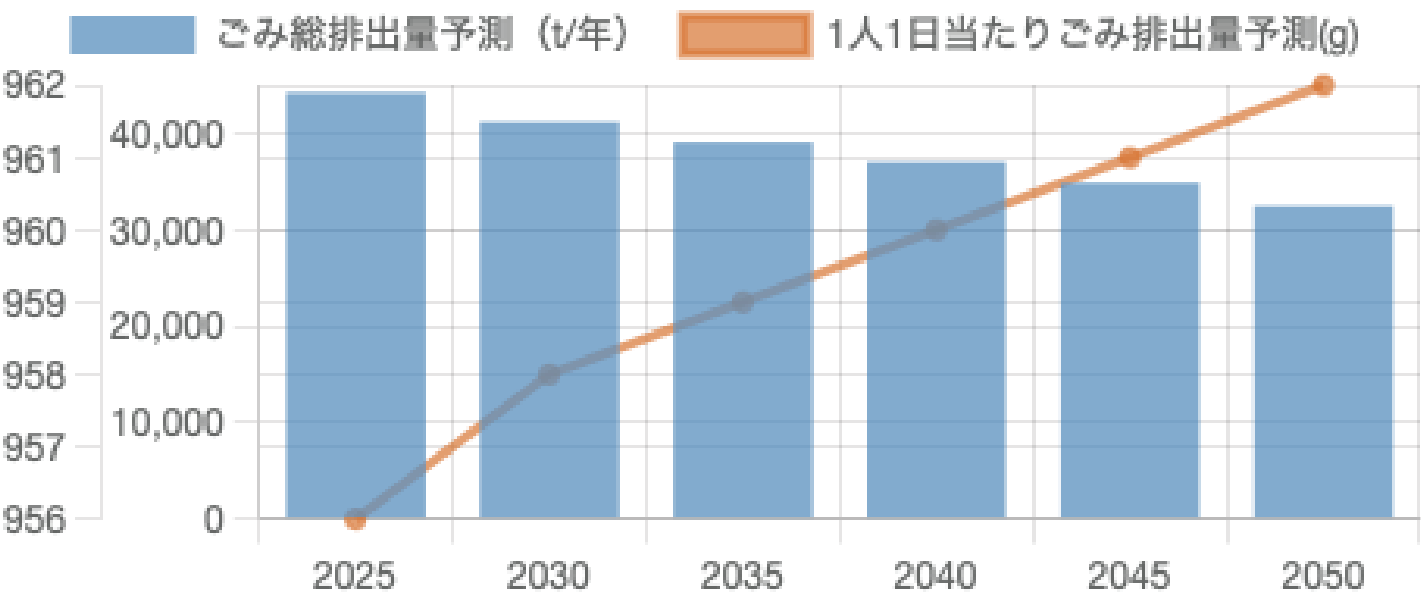
リサイクル率(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100



ごみ排出量の予測

ごみ排出量予測	2025	2030	2035	2040	2045	2050
ごみ総排出量予測（t/年）	44,227	41,227	39,120	37,011	34,856	32,456
1人1日当たりごみ排出量予測(g)	956	958	959	960	961	962

2012年から2020年までの一人一日当たりごみ排出量を対数近似して、その傾向を2050年まで延長している



千葉大学 倉阪秀史教授 作成「未来カルテ」

一般廃棄物処理に係る経費の推移(H17年度～R5年度)

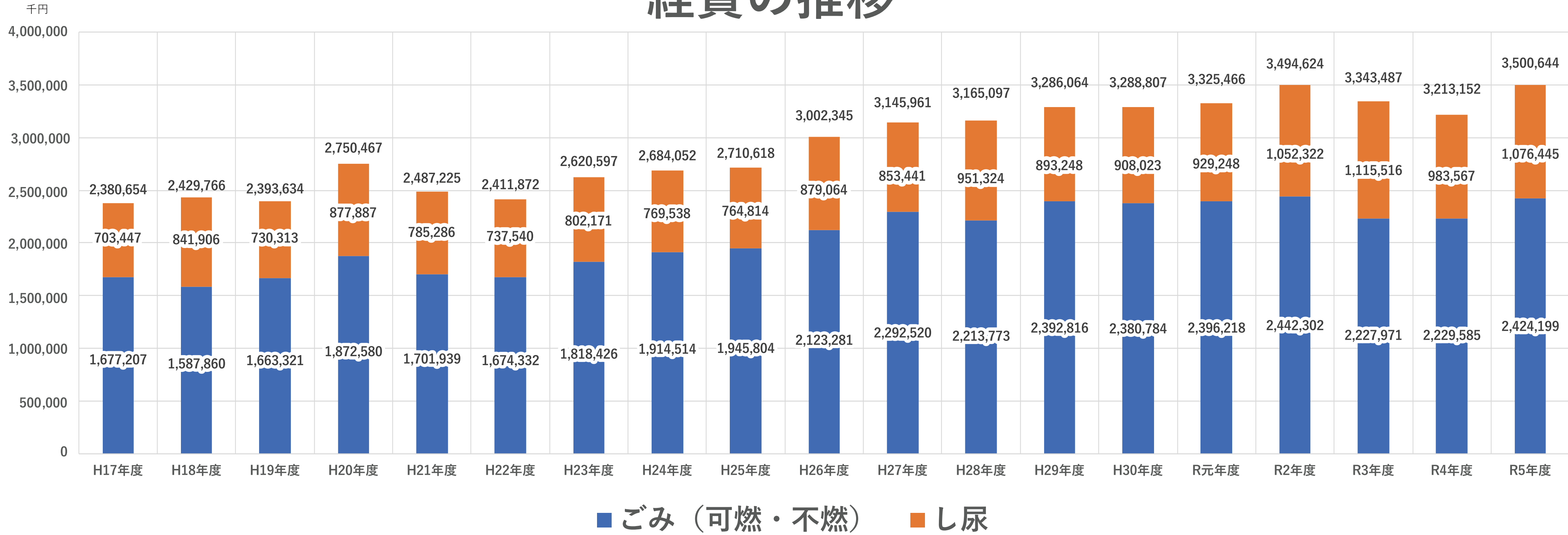
(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ごみ（可燃・不燃）	1,677,207	1,587,860	1,663,321	1,872,580	1,701,939	1,674,332	1,818,426	1,914,514	1,945,804	2,123,281	2,292,520	2,213,773	2,392,816	2,380,784	2,396,218	2,442,302	2,227,971	2,229,585	2,424,199
し尿	703,447	841,906	730,313	877,887	785,286	737,540	802,171	769,538	764,814	879,064	853,441	951,324	893,248	908,023	929,248	1,052,322	1,115,516	983,567	1,076,445
合計	2,380,654	2,429,766	2,393,634	2,750,467	2,487,225	2,411,872	2,620,597	2,684,052	2,710,618	3,002,345	3,145,961	3,165,097	3,286,064	3,288,807	3,325,466	3,494,624	3,343,487	3,213,152	3,500,644

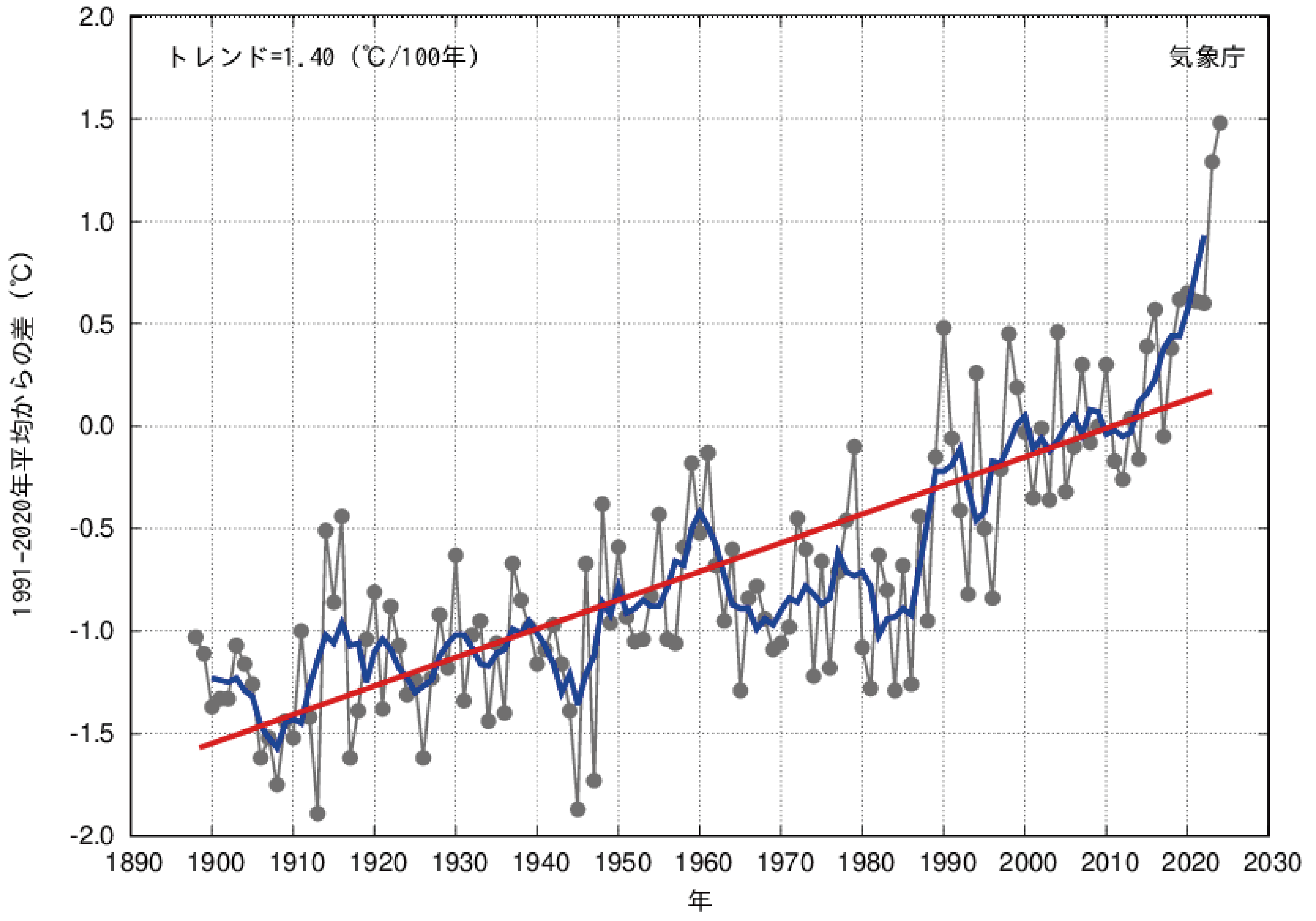
※ H17年度～R5年度の「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に作成。

※ 人件費を含み、施設等の建設改良に係る工事費を除く。

経費の推移



日本の年平均気温偏差



宮城県における秋さけ沿岸来遊数及び種苗放流数の推移

